

第12章 県民の健康で快適な生活を確保 するための環境の保全に関する条例

第12章 県民の健康で快適な生活を確保するための
環境の保全に関する条例（通称：生活環境保全条例）
（平成13年岩手県条例第71号）
（最終改正 平成28年11月18日 条例第67号）

1 焼却行為に関する規制（条例第52条、第53条）

1 次の廃棄物焼却炉の使用を禁止する。

(1) 工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉（火床面積0.5平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のもの（注1の施設を除く。）に限る。）

（注1） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第10条第1項に規定する大気基準適用施設であるもの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であるもの

(2) 工場又は事業場以外の場所に設置される火格子がある廃棄物焼却炉（火格子面積2平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり200キログラム未満のものに限る。）

(3) 工場又は事業場以外の場所に設置される火格子がない廃棄物焼却炉（焼却能力が1時間当たり200キログラム未満のものに限る。）

ただし、次の各号を全て満たす場合は使用が許される。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7に規定する構造を有すること。

(2) 環境大臣の定める焼却の方法（平成9年厚生省告示第178号）に規定する焼却の方法により焼却すること。

(3) 煙突の先端から排出される排出ガスに含まれるダイオキシン類の量が 5 ng-TEQ/N m^3 以下であること。

（備考）

1 ng-TEQ/N m^3 とは、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるダイオキシン類の量（単位ナノグラム。ただし、次号に規定する方法により測定されるダイオキシン類の量を2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に第3号の規定により換算した量）をいう。

2 測定方法は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条第1号に定める方法によるものとする。

3 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性への換算は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条に定めるところによるものとする。

2 野外焼却は次を除き禁止する。

(1) 法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

(2) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革を除く。以下同じ）の焼却

(3) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

- (4) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (5) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (6) 学校教育又は社会教育活動を行うために必要な廃棄物の焼却
- (7) 落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な廃棄物の焼却

3 罰則一覧

焼却行為の停止命令に違反した場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第95号）
------------------	----------------------------

2 土壌及び地下水汚染防止に関する規制（条例第66条～第75条）（再掲）

1 規制対象者

次に定める施設で、健康有害物質を取扱う施設を設置している者

- ①汚水等排出施設（条例施行規則別表第3：湿式集じん施設又は廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1各号に掲げる業に用いるものを除く。）
- ②水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設
- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定による許可を受けている者が設置している当該許可に係る廃棄物の積替え若しくは保管の場所又は同条第6項の規定により許可を受けている者が設置している当該許可に係る廃棄物の保管場所

2 土壌又は地下水の届出に係る基準：第3章参照

3 その他

(1) 測定等の義務及び届出等に関する事項一覧

- ①健康有害物質の使用状況等の調査を年1回実施。
- ②土壌又は地下水の測定年1回以上実施。
- ③測定結果が2に掲げる基準値を超えたときは知事に届出。
- ④基準値を超えたときは必要な措置を講ずること。
- ⑤譲渡又は貸与する時は記録を引継ぐこと。

(2) 土壌又は地下水汚染に関する罰則等一覧

1	土壌又は地下水の汚染が判明したにもかかわらず、必要な措置を講じていないことに対する措置命令に違反した場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第95条）
2	土壌又は地下水の汚染が判明したにもかかわらず、必要な措置を講じていないことに対する勧告に従わなかった場合	公表（条例第73条第3項）

3 自動車等の原動機停止（アイドリングストップ）に関する規制（条例第78条～第80号）

1 規制対象施設

自動車等の駐車のために供する部分の面積500㎡以上の次の施設

- (1) 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。）
- (2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和43年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。）
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場
- (4) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設
- (5) 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設
- (6) 客待ち又は貨物の積卸しのため自動車が駐車するために設置される駐車施設

2 規制内容

規制対象施設の駐車場等管理者は、看板、放送、書面等により原動機の停止を周知しなければならない。

4 地球温暖化の対策に関する規制（条例第81条～第86条）

1 規制対象事業者（二酸化炭素排出事業者）

二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者である二酸化炭素排出事業者に対して、計画的に排出抑制等のための措置を講ずるよう促すための仕組みとして、特に条例で地球温暖化対策計画書の作成・提出を義務付けるものである。

- (1) 二酸化炭素の排出量が相当程度多い工場又は事業場を設置する者
 - ・ 県内に設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計が原油換算で1500キロリットル／年以上
 - ・ フランチャイズチェーンであって、県内に設置しているすべての店舗におけるエネルギー使用量の合計が原油換算で1500キロリットル／年以上
- (2) 自動車を一定台数以上使用する事業者
 - ・ 40台以上の自動車

2 地球温暖化対策計画書

次に掲げる事項を含むものであること。

- (1) 二酸化炭素の排出の状況
- (2) 二酸化炭素の排出の抑制のための措置
- (3) その他の地球温暖化の対策に関する事項

3 その他

- (1) 地球温暖化の対策に関する届出等事項一覧

番号	届出などを必要とする事項	提出等の期間	条 文	届出等様式
1	二酸化炭素排出事業者が該当することとなった場合に、地球温暖化対策計画書を知事に提出	二酸化炭素排出事業者が該当することとなった年度の翌年度の6月末日までに	第82条第1項	様式第14号
2	1で提出した地球温暖化対策計画書の内容を変更したとき変更計画書を知事に提出	変更後速やかに	第82条第2項	様式第14号
3	地球温暖化の対策の実施の状況を知事に提出	次年度の6月末までに	第83条	様式第15号

(2) 地球温暖化対策に関する指導助言等規定

1	地球温暖化対策計画書が地球温暖化対策指針に照らして不十分であると認めるとき	指導助言
2	地球温暖化の対策の実施状況が地球温暖化対策計画書に照らして不十分であると認めるとき	指導助言
3	地球温暖化対策計画書を提出しないとき	勧告

5 地球温暖化対策指針(条例第84条第1項) 平成14年3月22日 県告示第225号

第1 趣旨

この指針は、条例第84条第1項の規定により、条例第82条第1項に規定する地球温暖化対策計画の的確な作成に資するための指針を定めるものとする。

第2 地球温暖化対策計画の記載事項

1 二酸化炭素の排出の状況に関する事項

事業者は、燃料及びこれを熱源とする熱(他人から供給されたものに限る。)又は電気の年間使用実績(条例第82条第1項に規定する地球温暖化対策計画の初年度の前年度(4月1日から3月31日まで)の使用実績をいう。)を基に二酸化炭素の排出量を算定すること。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 事業者は、生産計画、販売計画等を含む事業の見通しを踏まえて、二酸化炭素の排出抑制の対策を自主的に定めること。

また、対策を定めるに当たっては、できるだけ具体的な目標を設定することが望ましいものであること。

(2) 記載に当たっては、次に掲げる例を参考としながら、業態や業務内容に応じて取組事項を具体的に記載すること。

ア 条例第82条第1項の規則で定める二酸化炭素の排出量が相当程度多い工場又は事業場を設置している者の取組例

(ア) エネルギーの使用の合理化(冷暖房の適正な温度管理、製造工程等における熱効率の向上等)

(イ) 省エネルギー型の設備及び機器の導入

(ウ) 環境負荷の少ないエネルギー(太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱エネルギー等)の利用

イ 条例第82条第1項の規則で定める台数以上の自動車を使用している者の取組例

(ア) 自動車の運転方法の配慮(駐車時の原動機の停止、急発進及び急加速の抑制等)

(イ) 輸送方法の合理化(共同輸送等)

(ウ) 低公害車(低燃費車、ハイブリッド車等)の導入

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

(1) 事業者は、2(2)ア及びイに掲げる例のほか、地球温暖化の対策に資する取組を行おうとする場合は、次に掲げる例を参考としながら、業態及び業務内容に応じて取組事項を具体的に記載すること。

ア 廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理

イ 水の有効利用

ウ 環境に配慮した物品の購入

エ 二酸化炭素の排出削減に配慮した製品の開発及び製造等

オ 緑化及び森林保全の推進並びに木材製品の利用